

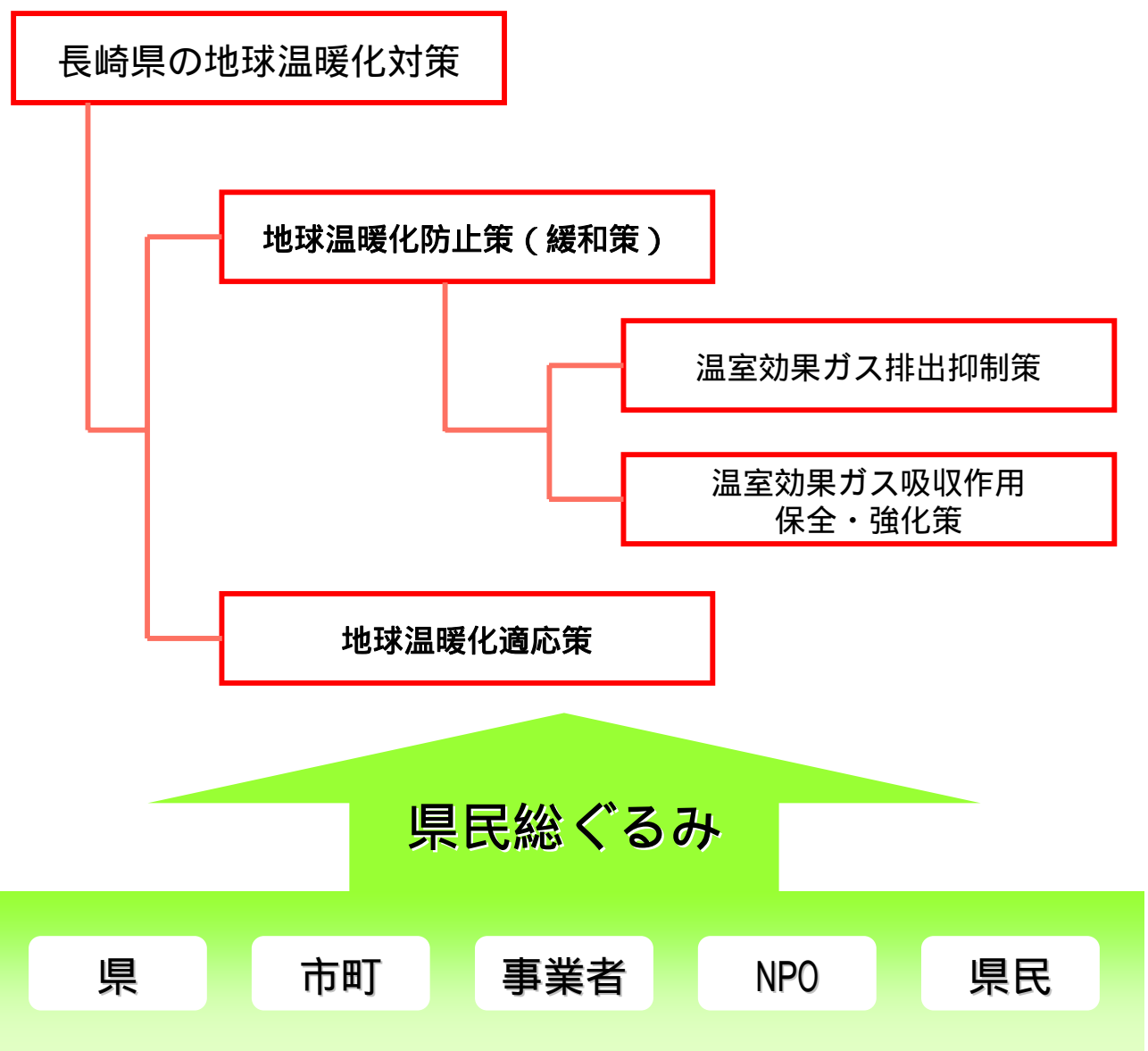
第4章

地球温暖化対策

第1節 対策の体系

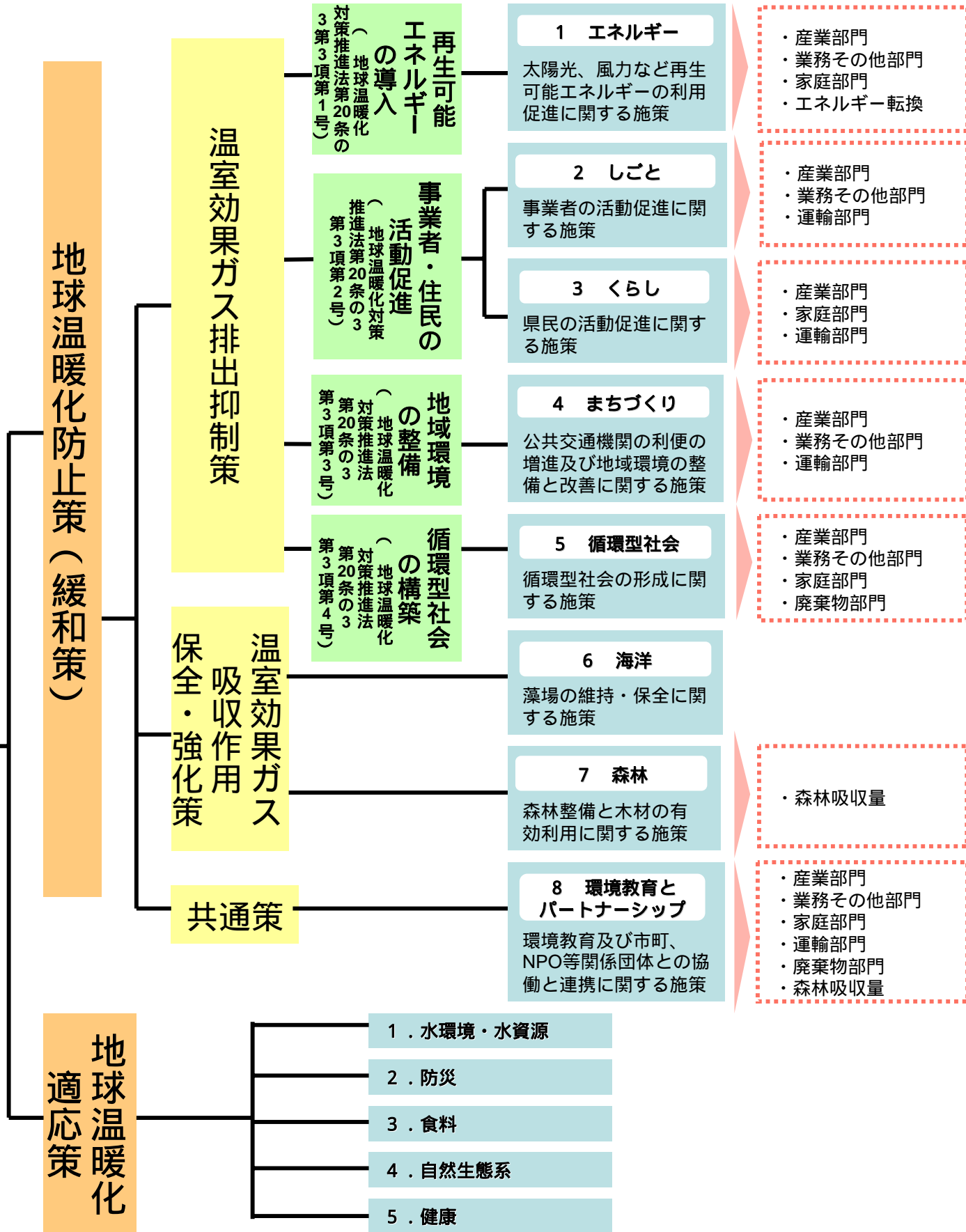
2020年に向けて、第3章で定めた削減目標を達成し、長崎県環境基本計画に定めるめざすべき環境像「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」を実現していくため、本県における温室効果ガス排出状況を踏まえ、新しい技術や仕組みを活かした取組を思い切って取り入れる等、国の施策を最大限に活用しながら、大胆に進めていく必要があります。

また、県のみならず、市町、事業者、NPO*、県民等、各主体は、めざすべき環境像づくりのため、将来世代に対する共通の責任として役割を果たしていくことが求められます。



そのために県が取り組む様々な対策を、「エネルギー」「しごと」「暮らし」「まちづくり」「循環型社会」「海洋」「森林」「パートナーシップ」の8つの分野に分け、各主体と協働し全庁的に取り組みます。

長崎県の地球温暖化対策



地球温暖化対策推進法第20条の3第3項第1号：太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項

地球温暖化対策推進法第20条の3第3項第2号：その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等について行う活動の促進に関する事項

地球温暖化対策推進法第20条の3第3項第3号：公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

地球温暖化対策推進法第20条の3第3項第4号：その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第1項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項